

## 規制の事後評価書(要旨)

法律又は政令の名称	金融商品取引法	
規制の名称	法人顧客を相手方とする店頭FX取引に係る証拠金規制	
担当部局	金融庁企画市場局市場課市場業務室	電話番号: 03-3506-6000 (内線:3632) e-mail: RIA@fsa.go.jp
評価実施時期	令和4年3月31日	
事前評価時の想定との比較	<p>FX取引(外国為替証拠金取引)においては、個人顧客を相手方とする場合、①顧客保護、②業者のリスク管理、③過当投機防止の観点から、必要証拠金率(想定元本に対して最低必要な証拠金の割合)を一律4%とする証拠金規制が導入されている一方、法人顧客を相手方とする場合については証拠金規制が導入されていなかった。</p> <p>このような中で2015年1月に起きたスイスフランの大幅な相場変動により、法人顧客に証拠金を上回る損失が生じ、その結果、店頭FX業者において多額の未収金が発生するという事態が発生した。</p> <p>本規制は、為替相場の急変動等に関する店頭FX業者の適切なリスク管理を確保するために2017年2月に導入したものである。</p> <p>規制の事前評価後、社会経済情勢や科学技術の変化による影響は特段生じておらず、また、想定していなかった影響も、特段発現していない。</p>	
費用、効果(便益)及び間接的な影響の把握	費用、影響等	事前評価時の推計等との比較
遵守費用	<p>事前評価時、「遵守費用」としては、店頭FX業者において、必要な証拠金の預託を受けるためのシステム整備等の費用が発生することが想定されていた。</p> <p>店頭FX業者は、本規制のみならず、他の規制を含めた金融規制全般について遵守していることから、本規制の見直しにより生じた遵守費用の増減のみを抜き出して把握・推算することは困難であるが、店頭FX業者における規制の遵守費用(全体)が過大に増加している状況にはないと考えられる。</p>	事前評価時の想定とのかい離は認められない。
行政費用	<p>事前評価時、「行政費用」としては、国において、業者が必要な証拠金の預託を受けているかについて検証するための検査・監督に伴う費用が発生することが想定されていた。</p> <p>行政庁(国)は、金融行政を遂行するにあたり、これらの規制のみならず、他の規制を含めた金融規制全般についてモニタリングしていることなどを踏まえれば、本規制により生じた行政費用の増減のみを抜き出して把握・推算することは困難であるが、行政庁(国)による金融行政の遂行に要する行政費用(全体)が過大に増加している状況にはないと考えられる。</p>	事前評価時の想定とのかい離は認められない。
効果(定量化)	<p>規制の事前評価時、大幅な相場変動時であっても、証拠金を上回る損失が法人顧客に生じにくくなり、店頭FX業者に未収金が発生しにくくなることを見込まれ、これにより、店頭FX業者の財務の健全性確保が図られるとともに、大幅な相場変動時において店頭FX取引が滞るリスクが低下し、結果的に市場への影響も相当程度抑えることができたとされていた。</p> <p>店頭FX取引の市場規模が年々拡大する中で多額の未収金が発生する事態は近年生じていない状況を踏まえると、当該規制には一定の効果があったと考えられる。</p> <p>なお、法人顧客の未収金発生額は、2015年1月のスイスフランの相場変動時には約14.4億円であったところ、本規制の施行(2017年2月)以降の主な相場変動時である2019年1月では約1.3億円、2021年3月では約5百万円となっている。</p>	事前評価時の想定とのかい離は認められない。
便益(金銭価値化)	<p>本規制により、規制の事前評価時に見込んだ効果が発現しているものと考えられるが、その効果を金銭価値化して「便益」を把握することは困難である。</p>	事前評価時の想定とのかい離は認められない。
副次的な影響及び波及的な影響	現時点において、副次的な影響及び波及的な影響は特段認められない。	事前評価時の想定とのかい離は認められない。
考察	<p>本規制の施行以降、多額の未収金が発生する事態は生じておらず、事前評価時に見込んでいた効果は発現していると考えられる。</p> <p>店頭FX取引の市場規模は年々拡大していることを踏まえると、本規制を継続していくことが妥当であり、本件にかかる特段の見直しは不要と考える。</p>	
備考		